

旭市スモールビジネス支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

旭市長 米本 弥一郎

旭市告示第52号

旭市スモールビジネス支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商業の活性化及び新規創業者等への支援を目的として、市内の大規模小売店舗内の出店スペースを短期に活用し、実店舗の開業に向けた市場調査等の実施を目的にした出店を行う者に対し、予算の範囲内で旭市スモールビジネス支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、旭市補助金等交付規則（平成17年旭市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する店舗をいう。
- (2) 出店スペース 一時的に店舗を設けて運営できる空きテナント、シェアキッチンその他これらに類するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大規模小売店舗内の出店スペースにおいて行う小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業で、対外的に販売又は役務提供を行うもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年

法律第122号)に基づく許可又は届出を要する事業

(2) フランチャイズチェーン方式による事業

(3) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行おうとする個人又は法人であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 出店初日から起算して60日以内に同一の大規模小売店舗で5日以上販売又は役務提供を伴う市場調査(売上高の計画策定及び顧客に対するアンケート調査をいう。)を行うこと。
- (2) 補助対象事業の開始に当たり、許可、認可、届出等の必要な手続がある場合は、これらの手続が完了している、又は完了する見込みがあること。
- (3) 本市及び住所を有する市町村の税金を滞納していないこと。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けたことがない者。
- (5) 対面で商品の販売又は役務の提供を行う常設の拠点(専ら製造、加工、電子商取引又は事務の用に供する拠点又は移動販売車を除く。)を有していないこと。
- (6) 出店スペースの所有者又は管理者と次に掲げる関係にないこと。
 - ア 同一の世帯に属する者
 - イ 生計を一にする者
 - ウ 二親等以内の親族関係にある者
 - エ 同一の法人又は団体(商工会その他これに類するものを除く。)に属する者
- (7) 出店スペースの出店料が類似の建物と比較して同程度以下であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、出店料（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助率、補助限度額及び補助要件は、別表のとおりとする。ただし、国、県その他公共的団体から他の補助金の交付を受ける予定がある場合は、当該費用から当該補助金の交付予定額を減じた額を補助対象経費とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、出店に着手する前に、旭市スモールビジネス支援補助金交付申請書（第1号様式）、事業計画書（第2号様式）及び同意書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 付近の見取図
- (3) 出店スペースに関する図面
- (4) 補助対象経費がわかる見積書又はこれに準ずる書類
- (5) 履歴書、定款又はこれに準ずる書類
- (6) 納税状況を確認できる書類（市外在住者に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、旭市スモールビジネス支援補助金交付決定（却下）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、旭市スモールビジネス支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、旭市スモールビジネス支援補助金変更（中止・廃止）承認（却下）通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、旭市スモールビジ

ネス支援補助金実績報告書（第7号様式）及び事業報告書（第8号様式）に市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（交付確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、旭市スモールビジネス支援補助金交付確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、旭市スモールビジネス支援補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 補助事業の実施に当たり、関係法令その他の規程又はこれらに基づく市長の指示に違反した場合
- (4) その他補助金を交付することが不相当であると市長が認めた場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、旭市スモールビジネス支援補助金取消通知書（第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分の補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助要件
出店料	補助対象 経費の2 ／3以内	5万円	(1) 出店初日から起算して、連続した60日間の出店料を上限に対象とする。 (2) 出店期間が60日間を超える場合は、出店日数で按分して補助対象額を算定する。 (3) 敷金、礼金、仲介手数料、駐車場使用料、光熱水費等の諸経費は、補助の対象としない。

備考 補助金は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。